

津波災害警戒区域の指定に関する Q & A

Q1. 津波防災地域づくりに関する法律とは何ですか？

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に、「何としても人命を守る」という考えのもと、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた「多重防御」の考え方により津波防災を推進することを目的として、平成 23 年 12 月に施行された法律です。この法律では、県が実施する「津波浸水想定の設定」や「津波災害警戒区域等の指定」、市町村が実施する「推進計画の作成」など、津波防災を進めるための様々な取り組みが規定されています。

Q2. 最大クラスの津波（レベル 2 津波）とはどのような津波ですか？

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波です。現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定されたものであり、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で対象とする津波です。

Q3. 津波浸水想定とは何ですか？

最大クラスの津波が発生した場合に想定される最大の浸水区域と浸水深を都道府県知事が設定するものです。これは、津波による浸水の危険度を広く知らせるものであり、津波防災地域づくりに関する各種取り組みの基礎となる情報として用いられます。

Q4. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは何ですか？

最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域として、都道府県知事が指定するものです。津波による人的被害を防止するため、津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制を特に整備すべき区域として位置づけられています。

Q5. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）はどのように設定されますか？

最大クラスの津波による「津波浸水想定」と同じ範囲を基本として指定されます。「津波浸水想定」では浸水深を着色して表示しますが、津波災害警戒区域では、浸水深に津波が建物等に衝突した際のせり上がりの高さを加えた「基準水位」を 10m 四方のメッシュごとに数字で表示します。

Q6. 基準水位とは何ですか？

基準水位は、津波浸水想定 of 浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がり（せき上げ高）の高さを加えた水位です。これは、津波に対して安全な高さを示しており、指定避難施設の指定や津波災害特別警戒区域における建築等の基準として用いられます。基準水位は、津波浸水想定における浸水深と同様に、地盤面からの高さ（水深）で表示されます。

Q7. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると、具体的にどのようなことが行われますか？

区域に指定されると、主に以下の取り組みが進められます。

- 基準水位の公表：都道府県が基準水位を公表します。
- 市町村の対策強化：
 - 津波ハザードマップの作成・周知。
 - 避難訓練の実施。
 - 避難場所や避難路の確保。
 - 市町村の地域防災計画に、津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項が定められます。
- 施設管理者の対策義務化：市町村地域防災計画で「避難促進施設」に位置付けられた社会福祉施設、学校、病院などの施設においては、避難確保計画の作成と市町村長への報告及び公表、避難訓練の実施など、警戒避難体制の整備に向けた対策が義務化されます。
- 宅地建物取引における重要事項説明：宅地建物取引業法に基づき、土地や建物の売買・賃借を行う場合、取引対象物件が津波災害警戒区域内にある旨を、取引の相手方に重要事項として説明することが必要になります。

Q8. 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン・レッドゾーン）とは何ですか？

津波災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、さらに建築物の損壊や浸水により、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域です。

- ・ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）：特に防災上の配慮を要する方が利用する社会福祉施設、学校、医療施設などの建築と、そのための土地の形質変更に関して、居室の床面の高さや構造等を津波に対して安全なものになるよう制限がかかる区域です。
- ・ 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）：オレンジゾーンのうち、特に迅速な避難が困難な区域で、市町村の条例で指定されます。住宅など市町村の条例で定める用途の建築と、そのための土地の形質変更に関して、オレンジゾーンと同様の制限がかかります。

Q9. 津波災害特別警戒区域はいつ頃指定されますか？

市町村における津波災害に対する防災・減災に向けた「まちづくりの方針」を踏まえて検討する必要があるため、今後、市町村と協議します。

Q10. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると、土地利用や建築に規制がかかりますか？

建物の建築やそれに伴う土地の形質変更が制限されることはありません。

Q11. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定により、地価が下がる懸念はありますか？

地価は景気など様々な要素により決まるため、津波災害警戒区域の指定による地価への影響は予測できませんが、指定により地価が下がったという他県事例は聞いておりません。

Q12. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されていない地域は安全ですか？

最大クラスの津波は現在の科学的知見に基づき設定されたものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が全くないとは言いきれません。また、局所的な地面の凹凸や地震による地盤変動、構造物の変状など、計算条件との差異により、区域外でも浸水が発生する場合があります。このため、指定されていない地域でも浸水が発生する可能性があるため、指定区域外でも注意が必要です。

Q13. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）はどこで確認できますか？

宮崎県のホームページで確認できます。また、宮崎県都市計画課及び区域指定された市役所・町役場の窓口でも確認が可能です。